



鳥労発基 0522 第 5 号  
令和 7 年 5 月 22 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局長



労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について

日頃から、労働基準行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 57 号）が令和 7 年 4 月 15 日に公布され、令和 7 年 6 月 1 日から施行されることとなったところです。

今般、その改正の内容等について、別添のとおり令和 7 年 5 月 20 日付け基発 0520 第 6 号をもって厚生労働省労働基準局長から通達がありましたので、貴団体におかれましてもご承知の上、傘下会員等の関係事業者に対して周知を図っていただきますとともに、関係事業者が熱中症予防対策について確実に取組まれますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

**参考** 厚生労働省通達「令和 7 年 5 月 20 日付け基発 0520 第 6 号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について」」は、以下の鳥取労働局ホームページからダウンロードが可能ですので、ご活用ください。

鳥取労働局 HP「職場における熱中症対策の強化について」内

令和 7 年 5 月 20 日付け基発 0520 第 6 号

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について」

URL <https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>

content/contents/002248107.pdf

